

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和5年度第1回)議事録

1 開催日時 令和5年4月27日(木) 開会:午後2時00分、閉会:午後2時30分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	杉浦 弘樹	委 員	石井 美喜男
副会長	大熊 賢滋	委 員	高野 圭介
委 員	齊藤 智枝	委 員	石塚 浩一
委 員	長谷川 かつえ	委 員	平野 しげ子
委 員	志村 弘道	委 員	宮崎 智弘
委 員	村山 浩通		

(欠席委員)

委 員	大岩 みさ子	委 員	中村 武仁
委 員	石川 和利	委 員	中村 美保

4 出席職員

福祉部長	川口 秀	高齢者支援課長	重田 克己
介護保険課長	小幡 久美子	高齢者支援課副課長 [高齢者福祉班長]	茂木 敬子
介護保険課副課長 [管理班長]	根本 吉晴	高齢者支援課 地域包括支援班長	三沢 ひとみ
介護保険課 管理班主任主事	河野 遼太郎		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 次 第

(1) 開会

(2) 会長の選出について

(3) 議題

①袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定スケジュール等について

②その他

(4) 閉会

7 議 事

事務局 (根本副課長)	本日はご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 出席の報告をいただいております皆様、全員お揃いですので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、事務局から3点ご報告させていただきます。 まず1点目でございますが、当協議会の委員でありました中村 隆 様が昨年11月末をもって退任され、その後任として、12月1日付けで袖ケ浦市民生委員児童委員協議会会長の石井 美喜男 様に委員をお願いしております。 石井委員、ご挨拶をお願いいたします。
	(石井委員あいさつ)
事務局 (根本副課長)	石井委員、ありがとうございました。 続いて2点目は、当協議会の委員で、会長を務めていただいております小泉 政洋 様が先月末をもって退任され、その後任として、4月1日付けで社会福祉法人袖ケ浦市社会福祉協議会常務理事の杉浦 弘樹 様に委員をお願いしております。 杉浦委員、ご挨拶をお願いいたします。
	(杉浦委員あいさつ)
事務局 (根本副課長)	杉浦委員、ありがとうございました。 報告事項の3点目は、今年度の人事異動により事務局の体制に変更がございましたので、変更のあった職員のうち班長職以上の職員について、紹介をさせていただきます。 初めに、福祉部長の川口でございます。 次に、介護保険課長の小幡でございます。 最後に、高齢者支援課 地域包括支援班長の三沢でございます。 なお、本日の会議は欠席させていただいておりますが、昨年度まで高齢者支援課で地域包括支援班長を務めておりました鹿島が、介護保険課副課長、認定・給付班長として異動いたしましたので、ご報告させていただきます。 報告事項は以上でございます。 それでは、会議を始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は11名でございます。したがって、袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、令和5年度第1回袖ケ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日、大岩委員、石川委員、中村 武仁委員、中村 美保委員が所用の

	ため欠席との報告をいただいております。 続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 会議次第が1部。介護保険運営協議会規則が1部。議題(1)資料が1部。 以上、3点でございます。 不足等はございませんでしょうか。 会議の進行は、袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、現在、会長が不在となっておりますので、同規則第3条第4項の規定により、大熊副会長に会議の進行をお願いしたいと思います。 大熊副会長、よろしくお願いいたします。
大熊副会長	それでは議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本副課長)	本日の会議は、公開でございます。議事録につきましては、市ホームページと市役所総務課にて公開してまいりますのでご了承ください。 委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。 なお、本日、傍聴の申し出はございません。
大熊副会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。
	(発言者なし)
大熊副会長	それでは、議事に入ります。 会議次第をご覧ください。 本日は、まず初めに現在空席となっております会長の選出を行い、その後、議題(1)の審議を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に従い進めさせていただきます。 まず、2の「会長の選出について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (根本副課長)	これまで会長を務めていただいております小泉委員の退任に伴い、現在、会長が不在となっております。 お手元の袖ケ浦市介護保険運営協議会規則をご覧ください。 袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第3条第2項において、「会長は委員の互選により定める」となっておりますことから、委員の皆様による互選の方法によりまして、会長の選出をお願いするものでございます。 説明は以上でございます。
大熊副会長	ただいま事務局より、会長の選出方法について説明がありました。 会長は委員の互選により選出することでございます。 委員の皆様、自薦、他薦はございませんでしょうか。
	(村山委員挙手)
大熊副会長	村山委員。

村山委員	私は、社会福祉協議会の杉浦委員を推薦いたします。 以前、杉浦委員と別の会議で一緒しましたが、非常に気配りに長けた方で、また、経験・人脈も豊富。杉浦委員が委員長を務めていた会議の進行が非常にスムーズで、安心して参加していられました。 ぜひ、杉浦委員にお引き受けいただきたいと思います。
大熊副会長	ただいま杉浦委員に会長をお願いしたいとのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
大熊副会長	杉浦委員、いかがでしょうか。
杉浦委員	ご推薦、ご賛同をいただきましたので、僭越ではございますが、会長の職を引き受けさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
大熊副会長	それでは、本協議会の会長に杉浦委員を選出することに決定いたしました。 会長が選出されましたので、ここで議長の任を解かせていただきます。
事務局 (根本副課長)	大熊副会長、ありがとうございました。 それでは杉浦会長、議長席のほうへご移動をお願いいたします。
	(杉浦会長、議長席に移動)
事務局 (根本副課長)	ここで、杉浦会長から就任のご挨拶をお願いいたします。
	(杉浦会長あいさつ)
杉浦会長	それでは次第に従い、引き続き議事を進めてまいります。 議題(1)については、事務局から説明を受け、ご意見をいただくもので、事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることといたします。 それでは議題(1)、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定スケジュール等について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (根本副課長)	【議題(1)に関する説明】
杉浦会長	事務局の説明が終わりましたので、ここで質疑をお受けいたします。 計画策定のスケジュールを中心に、計画策定の根拠や位置付けなどについて説明がありましたが、疑問点・ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。
	(質疑・意見なし)
杉浦会長	計画の策定に向けて、昨年度はどのような作業をされたのでしょうか。
事務局 (根本副課長)	昨年度は計画策定の基礎資料とするために、各種アンケート調査を実施しております。 介護保険サービス事業所の皆様を対象とした調査や特別養護老人ホームに入所申込をされて待機中の方を対象とした調査などを実施し、現在、報告書の精査をしているところでございます。

杉浦会長	調査結果については、まだ開示されていないということよろしいですか。
事務局 (根本副課長)	はい。調査結果につきましては、6月29日開催予定の運営協議会でご報告させていただきたいと考えております。
杉浦会長	その他ございませんでしょうか。 ないようですので、次の議題に移らせていただきます。 最後に、議題(2)のその他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
	(発言者なし)
杉浦会長	事務局から報告等はございますか。
事務局 (根本副課長)	事務局から1点、次回の介護保険運営協議会の開催日程についてご連絡させていただきます。 先ほどスケジュールの中でもふれさせていただきましたが、次回の介護保険運営協議会を6月29日(木)の午後2時から、こちらの会議室にて開催させていただく予定でございます。 内容につきましては、第8期計画の取組状況の評価や昨年度実施した各種アンケート調査の結果等についてご報告させていただきたいと考えております。 開催の1月前を目途に開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
杉浦会長	それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。 以上で、議長の任を解かせていただきます。
事務局 (根本副課長)	杉浦会長、ありがとうございました。 以上をもちまして、令和5年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。

令和5年度第1回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和5年4月27日（木）

午後2時00分～

場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長の選出について

3 議 題

（1）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定スケジュール等
について

（2）その他

4 閉 会

○袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の5の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の
策定スケジュール等について

1 計画策定の根拠

市町村には、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定により、老人福祉計画と介護保険事業計画の策定が義務付けられており、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して、計画を策定することとされています。

2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法に規定する老人福祉計画と介護保険法に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定に当たっては、「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする関連計画との整合を図るものです。

3 計画期間

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3 年を 1 期として策定することとされており、今期の計画が令和 5 年度末で終了することから、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

4 策定体制

(1) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会

庁内の関係課長を構成員とする袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会を設置し、計画案の検討を行います。

(2) 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

被保険者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者及び費用負担関係者で構成する袖ヶ浦市介護保険運営協議会で審議を行います。

5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定スケジュール

	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
第8期介護保険事業計画 評価												
第9期介護保険事業計画 (素案)作成												
第9期介護保険事業計画 (案)作成												
高齢者福祉計画・介護保 険事業計画検討委員会 (庁内組織)		①第8期評価結果 他				②第9期計画(素案)		③第9期計画(案)				
介護保険運営協議会		4/27①第9期計画策定スケジュール等				6/29②第8期評価結果 他		9/28③第9期計画(素案)		11/2④第9期計画(案)		1/25⑤第9期計画パブリックコメント実施結果 他 3/25⑥ 第9期計画報告
パブリックコメント手続												
介護保険条例改正 (介護保険料関係)												
計画策定後の周知												
国における 基本指針策定作業 (※)	○令和5年3月 「基本指針の基本 的な考え方」 提示				○令和5年7月 基本指針(案) 提示		○令和5年11月 基本指針 告示					

※基本指針：介護保険法の規定に基づき、国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）を定め、市町村はこの基本指針に即して計画を策定することとなります。